

鉄剣くん



さき姫



# 行田市立埼玉中学校

## 部活動ガイドライン

改訂版

令和3年4月

(R2.2.3 行田市教育委員会より)

# 目 次

表紙	1
<b>1 部活動の意義と位置付け</b>	
(1) 部活動の意義	2
(2) 部活動の学校教育における位置付け	2
<b>2 部活動の運営</b>	
(1) 部活動の運営	3
(2) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	4
<b>3 指導の在り方</b>	
(1) 部活動指導の心得	4
(2) 部活動用指導手引等の活用	
(3) 休養日の設定	
(4) 活動時間の設定	
(5) 大会・コンクール等への対応	6
(6) 安全管理の徹底	6
<b>4 活用資料</b>	
熱中症の対応	8
事故発生の対応	9
部活動チェックリスト	10
<b>5 様式</b>	
部活動の活動方針 (様式1)	11
部活動の活動計画 (様式2)	13
〃    記入例 (様式2)	14

# 1 部活動の意義と位置付け

## (1) 部活動の意義

部活動は、学校において計画する教育活動で、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性をもつ。また、共通の目標に向かって活動を共にする過程をとおして、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会となる。部活動は、心身をリフレッシュさせるだけでなく、多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにするものである。

## (2) 部活動の学校教育における位置付け

【中学校学習指導要領】（平成29年改訂 平成33年度全面実施）

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

# 2 部活動の運営

## (1) 部活動の運営

部活動は、学校教育の一環として行われるものである。学校教育に重要な役割を果たすべきもので、それぞれの学校の教育目標や部活動の活動方針を作成し、その達成に向けた適切な運営を図ることが重要である。

### ① 学校としての部活動の運営方針

(ア) 校長は、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針（以下「県方針」）」、「行田市部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(イ) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動方針（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

(ウ) 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表し、生徒及び保護者へ事前の周知を図る。

### ② 運営体制

(ア) 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

(イ) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(ウ) 校長は、毎月の活動計画及び活動方針の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## (2) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。文化部についても、学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置する。

なお校長は、学校の規模や部活動の規模に応じて、他校との連携を密にとりながら生徒のニーズに応じた部活動の充実に努める。例：他校との合同練習など

## 3 指導の在り方

### (1) 部活動指導の心得

部活動の指導においては、部活動顧問、部活動指導員による以下(例)のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

さらに、先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底するため、特に以下(例)の点に留意するものとする。

(例)

- ① 部活動顧問は、指導と称して殴る、蹴る等の暴力は行わない。また、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるという認識を持つ。
- ② 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。
- ③ 部活動顧問は、セクシャルハラスメントと判断される行為や発言は行わない。
- ④ 部活動顧問は、特定の生徒に対して過度な肉体的、精神的負担を与えるような指導は行わない。
- ⑤ 運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取らせ、過度の練習がスポーツ生涯・外傷リスクを高めることにつながることを理解し、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成することができるよう短時間で効果が得られる指導を行う。
- ⑥ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成することができるよう短時間で効果が得られる指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引等の活用

部活動顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、3(1)に基づく指導を行う。

## (3) 休養日の設定

休養日は以下のとおりとする。

- ① 学期中は、1週間のうち2日以上（月～金曜日(以下「平日」)に1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週末」)に1日以上)を休養日に設定する。

※週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。

ア、平日の休養日は毎週水曜日とする。【朝練習もなし】

### ② 定期テスト前

ア、中間テスト前は、3日前【土・日を含むこともある】

イ、期末テスト前は、5日前【 ” ” 】

- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ア、学校閉庁日（8月中旬、12月29日～1月3日）は、休養日とする。

## (4) 活動時間の設定

活動時間は以下のとおりとする。《※準備・片付けの時間は含まない》

- ① 平日の活動時間は、1日長くとも2時間程度とする。【朝練習は含まない】

ア、授業時間が半日の場合も、原則として2時間程度とする。

- ② 学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。

### ③ 活動時間の範囲

練習試合など通常とは異なる活動を行う場合は、①、②に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒の健康に十分配慮し、長時間とならないよう計画的に実施するものとする。

- ④ 祝日の活動時間は②に準ずる

- ⑤ 公式戦【中体連(学総・新人)】の、前の月から週末の活動を可能とする。

※ただし、4分の3日までとする。また、事前に保護者等に説明し了解を得ること。

- ⑥ 定期テスト前の活動停止期間に土・日が含まれる場合は、前の週については両日活動をすることができる。

- ⑦ 朝練習は7：30～8：00（月・火・木・金）

- ⑧ 文化部活動においても、上記規定に準ずる。

(5) 大会・コンクール等への対応

校長は、大会への参加にあたり、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

(6) 安全管理の徹底

① 熱中症対応について

部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては、水分補給や休憩、休息をしっかりとらせ、熱中症予防に十分配慮する。

運動部活動については、気温35℃(暑さ指数31℃)以上の日の活動は、原則中止とする。緊急な対応に至ってしまった場合は、熱中症フロー図を活用して適切な対応をとる。(※活用資料1)

② 光化学スモッグについて

部活動顧問は、行田市防災行政無線により光化学スモッグ注意報、警報が発令された場合、活動を速やかに中止し屋内に入るよう指導する。(※養護教諭が放送を入れる)

③ 暴風、竜巻、雷について

部活動顧問は、気象条件に十分配慮しながら指導を行う。特に暴風、竜巻、雷等の自然発生的な天候が心配される時は、活動を速やかに中止し安全に帰宅させることができるよう指導する。(すぐに下校させず、室内で待機させることもある)

④ 生徒の事故防止について

部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒とその保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動では、部活動実施前の準備運動と部活動実施後の整理運動を適切に行わせる。さらに器具等の扱いについては、生徒に対し、使用前の安全確認を徹底させ、使用方法について十分に指導する。

⑤ 部活動実施における安全確認について

部活動顧問は、部活動を行う場合には学校の敷地内にいることとする。特に早朝練習を行う場合には、部活動顧問が必ず立ち会う。以上について、部活動顧問が対応することができない時は、代理の者にこれらを行わせる。

⑥ AEDの管理について

各学校は、AEDを適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全職員が把握するよう徹底する。また、緊急時の対応についての校内マニュアルを整備し、消防機関等と適切に迅速に連携することができるようにする。(活用資料2)

⑦ 健康管理について

学校教育全体をとおして、日常から生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、各学校は、生徒の健康状態については、普段から保護者との情報共有に積極的に努めておく。

⑧ 連絡体制の整備

部活動において事故が発生した場合は、生徒の命を守り、負傷等の悪化を最小限に抑えることが第一優先である。校長は、連絡通報体制の確立と事故発生への対応について平素から全教職員及び外部指導者に対して周知徹底する。

## ⑨ 安全管理の徹底

### ア 熱中症対応について

高温多湿下においては、水分補給や休憩、休息をしっかりとらせ、熱中症予防に十分配慮する。運動部活動については、**屋内外を問わず、気温35℃（暑さ指数31℃）以上の日の活動は、原則中止とする。また、熱中症警戒アラートが発表される日の活動も、原則中止とし、午後の活動は中止とする。**緊急な対応に至ってしまった場合は、熱中症フロー図を活用して適切な対応をとる。(活用資料1)

### イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- ・**生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。**
- ・**教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。**
- ・**こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。**
- ・**屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。**
- ・**大会等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じる。**
- ・**練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。**
- ・**運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえる。**
- ・**運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。**